

お知らせ

保険医療機関

保険薬局

訪問看護ステーションの皆様へ

令和2年12月

神奈川県国民健康保険団体連合会

オンライン資格確認等導入に伴う被保険者番号に付記される枝番について

オンライン資格確認等の導入に伴い、被保険者の資格を世帯単位ではなく、個人単位で管理する必要があるため、今後、国民健康保険被保険者証には、被保険者番号に「2桁の個人単位の番号（枝番）」が付記されて発行されることになっています。

神奈川県	有効期限	令和〇年〇月〇日
国民健康保険	記号〇〇	番号〇〇〇〇〇 (枝番) ●●
被保険者証		
氏名	国保 次郎	性別 男
生年月日	昭和〇年〇月〇日生	
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日	
交付年月日	令和〇年〇月〇日	
世帯主氏名	国保 太郎	
住所	神奈川県〇〇市〇〇町〇123	
保険者番号	14●●●●●	
交付者名	〇〇市	

被保険者証の枝番の記載については、「(枝番)」の記載がなく、被保険者番号のあとに、スペースをあけて、2桁の枝番が記載されている場合もあるので注意してください。

「2桁の個人単位の番号（枝番）」が付記された被保険者証をご使用のレセコンに登録する際、又は紙レセプトでご請求の際の「被保険者証記号・番号」欄への記載については、以下の点にご注意ください。

<電子請求分>

- ・枝番の登録が可能なレセコンについては、**枝番は必ず枝番の欄に登録してください**。被保険者番号欄に登録しますと、2桁多い被保険者番号となり、返戻されることがあります。
- ・枝番の登録がまだ可能でないレセコンの場合は、**対応可能となってから枝番の欄に枝番を登録してください**。被保険者番号欄に「一枝番」「・枝番」等として登録しないでください。ただし、「令和3年10月請求分」（9月診療分）からは、原則、枝番の記載が必要となりますのでご注意ください。

<紙レセプト分>

- ・令和2年3月27日保医発0327第1号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正では、「枝番は、被保険者番号の**「(枝番)」の後ろに記載すること**。」と改正されましたのでご注意ください。

<事務担当>

医科 審査第1課・第2課 045-329-3421・3422

歯科 審査第3課 045-329-3431

調剤 審査第3課 045-329-3437 訪問 審査第4課 045-329-3430